

議案第 8 号

湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分を追加するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年湯河原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中	30年以上	を	30年以上	35年以上	に改める。
	979千円		35年未満	1,079千円	
	909		979千円	1,009	
	849		909	949	
	809		849	909	
	734		809	909	
	689		734	834	
	689	789			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行							改 正 後								備 考
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								
階級	勤務年数						階級	勤務年数							
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千円	
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	219	318	413	513	659	849	949	
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	214	303	388	478	624	809	909	
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834	
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689	789	
							附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、 同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。								